

最近の中国の知財動向と政府間協力

谷山稔男 (特許庁特許審査第一部応用光学・前日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部部長)

The Latest Trend of the Intellectual Property Right in China, and Intergovernmental Cooperation

Toshio Taniyama

Director, Office of Optical Elements and EL Device, First Patent Examination Department, Japan Patent Office
(Ex. Director, Intellectual Property Rights Department, Beijing Office, Japan External Trade Organization)

中国では「国家知的財産戦略綱要」を策定し、イノベーション型国家の構築を目指している。また、中国は2015年には75万件の特許出願を目指し、特許権の産業化を促進する。しかし、知的財産権の保護が十分でない、悪意の商標出願、模倣品問題、法執行の不透明性など課題は残る。

■キーワード 国家知的財産戦略綱要、イノベーション型国家、公正・透明性の欠如、模倣品

1. はじめに

国内総生産（GDP）及び特許出願件数で日本を抜いた中国は、知的財産制度の整備、そして知的財産権を活用した産業構造の転換等に取り組んでいる。共産党だけで国の方針が決まるため、その動きはダイナミックであり、改革のスピードも速い。筆者は、2007年7月より4年3カ月、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部で、中国における知的財産制度の調査・情報収集に携わってきた。この経験に基づき、中国の知的財産制度の現状や課題について紹介したい。なお、当該論文の内容は筆者個人の見解であり、ジェトロ及び特許庁には何ら関係が無いことを付言しておく。

2. 日本製造業からみた中国

中国には多くの日系企業が進出しているが、日本の製造業は中国をどのように見ているのだろうか。国際協力銀行が毎年公表している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」を見ると、中国は長年にわたり中期的（今後3年程度）有望事業展開先国の第1位を占めている。その理由は市場の現在規模及び成長性であるが、当初、大きな魅力で

あった安価な労働力は失われつつあり、労働コストの上昇が指摘されている。そのためか、インド、タイに続きインドネシア、ブラジルが有望事業展開先国として浮上している（図1、図2）。

知的財産権の保護が不十分という課題も徐々に下がっているが（図3）、「2010年度模倣被害調査報告書」（特許庁）によると、模倣被害の多い国は依然として中国が第1位である（図4）。

また、大きな市場となった中国では、多国籍企業による研究開発センターの設立も増えている。中国市場に対応した製品開発の必要性が高まったことが原因と思われる（図5）。

このように、中国は製造大国から大市場へ、そして外国企業の進出も工場から研究開発センターへと移行している。中国は、内外国を問わず多くの企業が激しい競争を展開する地域であり、そのツールとして知的財産権の重要性が増している。

3. 中国の知的財産戦略

中国は2001年12月にWTOに加盟したが、未だ国際的な民族系企業が現れず、技術力の高い外資企業が利益の大部分を獲得している事実に苛立っている。また、労働賃金の上昇により、安価な労働力を用いた低コスト競争は維持できず、資源・環境問題

図1 中期的有望事業展開先国

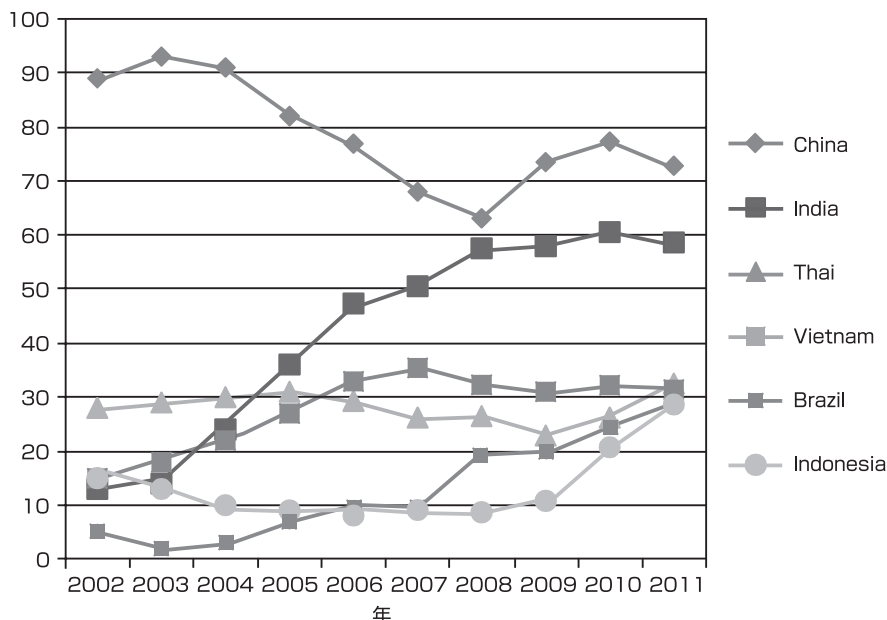
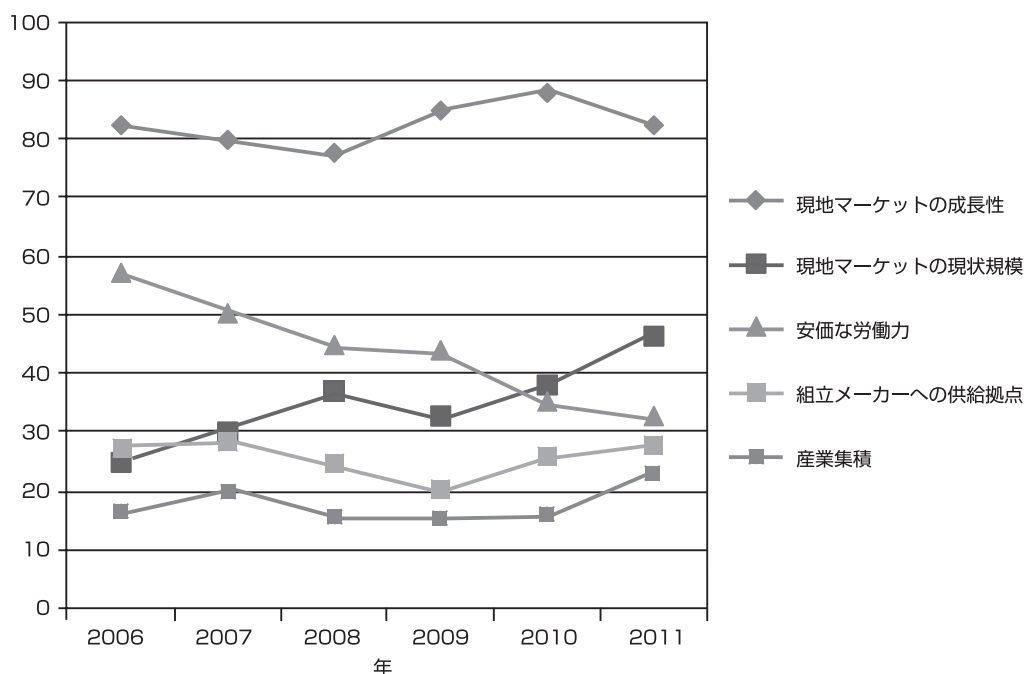


図2 展開先国の有望理由（中国）



が持続的な成長の阻害要因になりつつある。そこで、粗放的な経済成長方式を転換させ、産業構造を調整し、国家の競争力を向上させることが必要であり、そのためにはイノベーション能力を増強させ、イノベーション型国家を構築することが喫緊の課題と

なっている。

中国は、2008年6月5日に「国家知的財産戦略綱要」（以下、「綱要」という）を、そして2011年10月14日に第12次五カ年計画（2011～2015年）における「国家知的財産権事業発展「十二五」計画」

図3 展開先国の課題

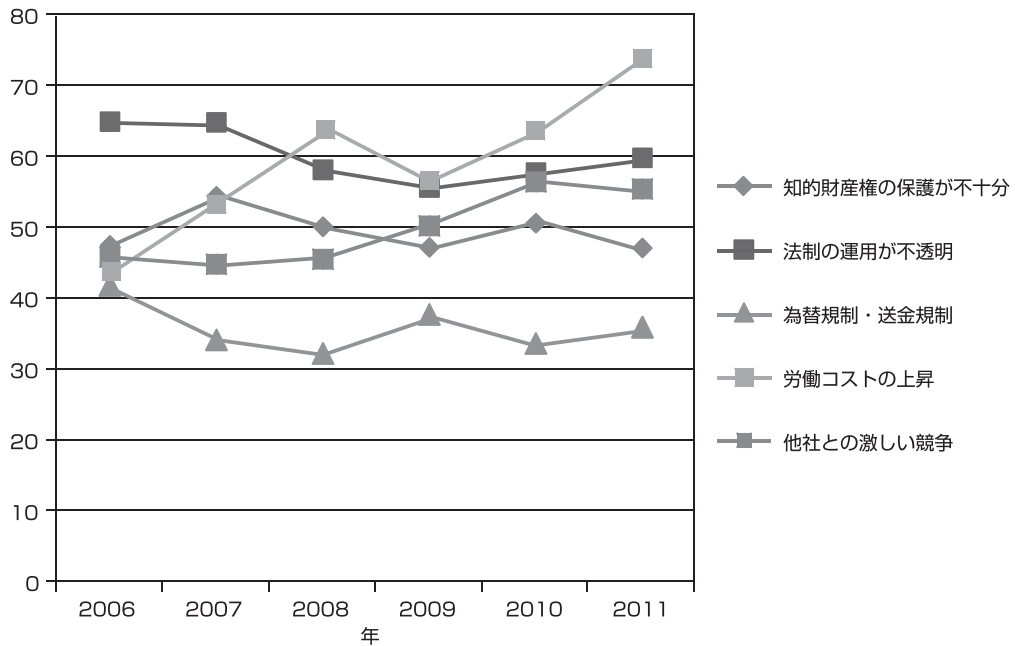
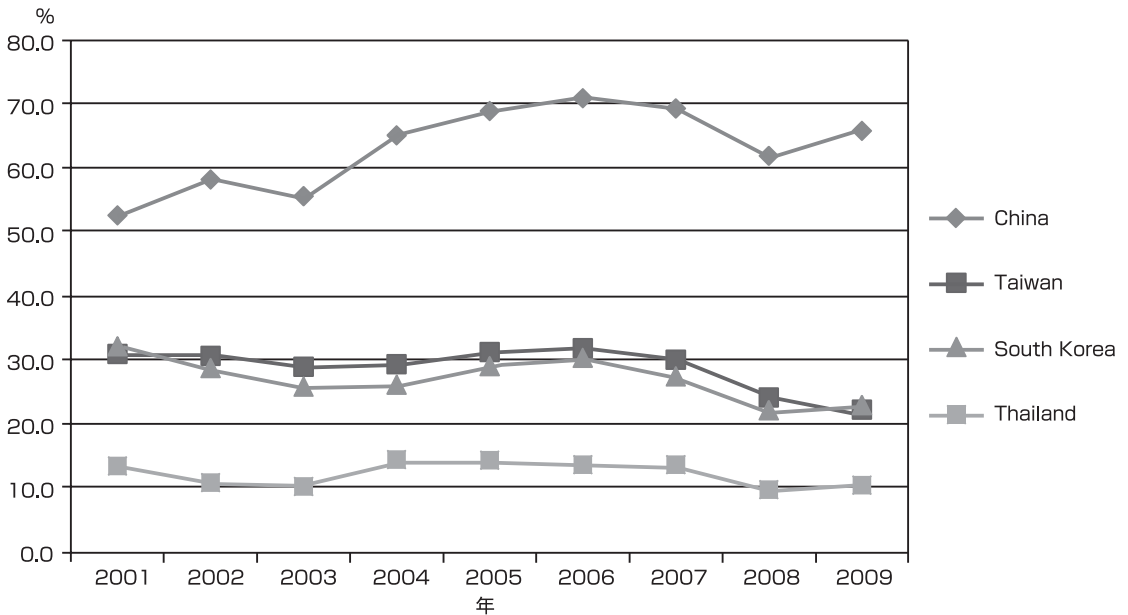


図4 主要国の模倣被害

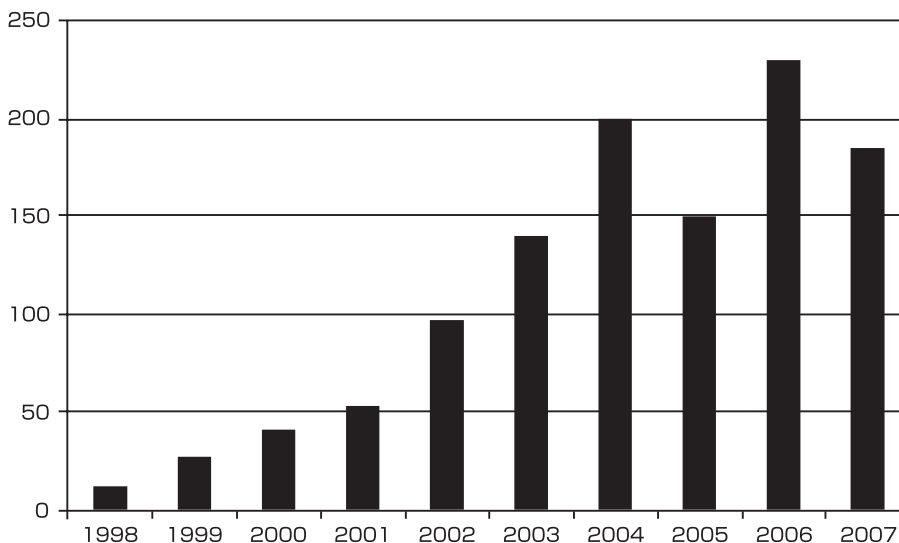


を公表した。この綱要等では、2020年までに、中国を知的財産権の創造・活用・保護・管理能力が比較的に高い国に築き上げることを目標とする。中国政府はその中心に企業を位置づけ、企業の競争力向上と海外展開を積極的に支援する。例えば、減税措置、知的財産に基づく金融支援、産学官の連携推進、

知的財産サービス業の充実などにより、知的財産権の産業化・製品化を促進する。特に戦略的新興産業¹の7分野においてコア技術特許の取得を目指す。

また、中国は綱要が定めた方針に基づき、専利（特許・実用新案・意匠をまとめて「専利」という。以下、同じ）及び商標に関する戦略を公表している。

図5 研究開発センターの設立件数



出所：王志樂，2009，『2009 跨国公司中国報告』中国経済出版社。

3.1. 専利戦略

特許技術は国家の競争力向上のための戦略的資源であり，国際間における産業配置のキーファクターである。中国政府は，2010年11月17日に「全国専利事業発展戦略（2011～2020年）」を，そして2011年5月23日に「専利審査業務「十二五」計画（2011～2015年）」を公表し，2015年までに達成する主要な目標として以下を掲げた。

①専利の国内外出願件数の増大

出願件数として，特許出願75万件，実用新案出願90万件，意匠出願85万件，国際特許出願5万件と予測する²。なお，中国では，特許等の出願に対して助成金を支給する地域が多い。この助成施策を最適化し，出願件数の増大を図ろうとする。

②審査期間の短縮

審査処理件数として，特許出願50万件，実用新案出願90万件，意匠出願85万件とする。また，特許出願の実体審査期間（審査請求から最終処分までの期間）を22カ月，拒絶査定審判及び無効審判の審理期間をそれぞれ12カ月，6カ月まで短縮する。

③専利権の産業化の促進

専利の年間取引額を1,000億人民元とする。税優遇措置を導入し，専利権の譲渡・ライセンスを活発化させ，ひいては専利権の産業化・製品化を目指す。

④知的財産サービス業の充実化

専利審査に係る職員数を9,000人，弁理士数を1万人まで増員する。国家知識産権局は，その内部組織として特許審査を行う審査協作センターを有している。審査協作センターは従来の北京市に加えて，2011年に江蘇省及び広東省にも設立された。そして，新たに北京市120人（実体審査100人，方式審査20人），江蘇省800人，広東省800人の審査官を募集した。

⑤金融支援

知的財産権を担保とした融資及び知的財産権の証券化を促進し，企業の資金調達を容易にする。

3.2. 商標戦略

国際的に著名なブランドを育成し，他者との差別化を図り，市場競争力を高めることを目的として，国家工商行政管理総局は，2009年6月2日に「国家知識産権戦略綱要の徹底的な履行による商標戦略実施の強力な推進に関する意見」を，そして2009年11月25日に「国家工商行政管理総局による商標事業の世界水準達成の計画（2008～2012年）」を公表した。

①審査期間の短縮

商標出願の審査期間（出願から最終処分までの期

間)を10カ月、異議申立及び審判の審理期間をそれぞれ20カ月、18カ月まで短縮する³⁾。

②企業の競争力の向上

企業が国内外で保有する商標権を増大させる。そして当該商標を用いて、企業が競争力を向上させ、市場競争への参入と海外進出を果たす。また、地理的表示等の商標を用いて農産物のブランド化・差別化を図り、農民の増収を目指す。

③市場環境の整備

商標の保護を強化し、行政法執行能力を強化することにより、競争意識が高く、公平・公正な市場秩序を形成する。また、行政法執行の基準を統一させ、公安・税関等とも連携・協力し、部門横断的な商標法執行連携体制を構築する。

④商標法の第三回改正

第三回改正として、手続きの簡素化、出願人の利便性向上、悪意の商標出願の防止、商標専用権の強化、商標代理機構の監督強化等を実現する。

3.3. 模倣品対策

国務院は、2010年10月27日、知的財産権の侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売を摘発する特別プロジェクト活動の実施を公表し、2011年6月末まで中国全土で広く展開された。また中国政府は、模倣品取り締まりに関する長期的なメカニズムを検討しており、2011年11月、新たに全国知的財産権

侵害及び模倣品・粗悪品製造・販売摘発指導グループを構成し、その弁公室を商務部に設置した。

4. 中国知的財産制度の現状

4.1. 特許等出願及び権利紛争の増加

中国における2011年の特許等出願件数の概算値が公表され、特許出願52.6万件、実用新案出願58.5万件、意匠出願52.2万件であった。実用新案出願及び意匠出願は既に世界第1となっているが、米国の出願件数次第では特許出願も世界第1となる可能性がある。ますます先行技術・意匠調査において中国文献の重要性が高まっている(図6)。

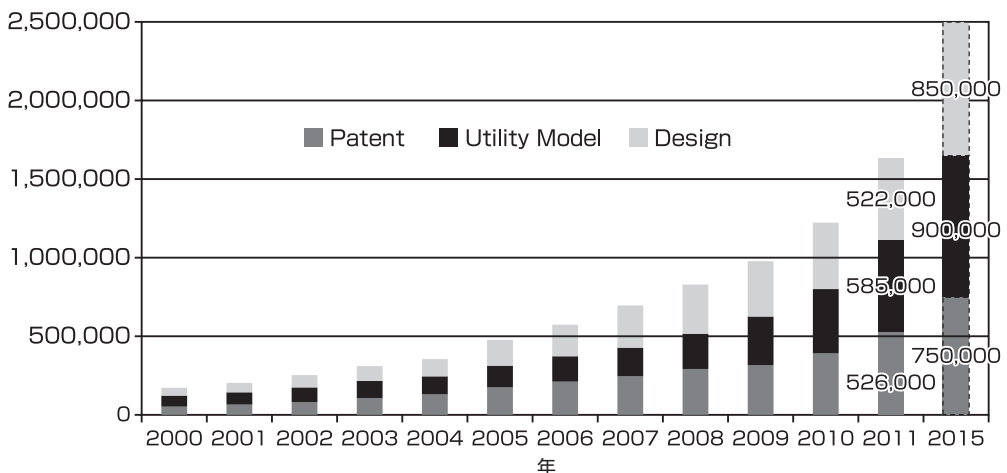
中国から米国への特許出願は、中国の国内出願と同じ伸び率を示している。日本は国内出願が減少し、米国への特許出願が増加しているが、日本から中国への特許出願はEPOを抜いて第2位である(図7、図8)。

行政機関による模倣品取り締まり件数及び知的財産権侵害訴訟(第一審受理件数)も増加している。今後は、行政法執行だけではなく、司法も主要な紛争解決手段になるだろう(図9、図10)。

4.2. 商標冒認出願の存在

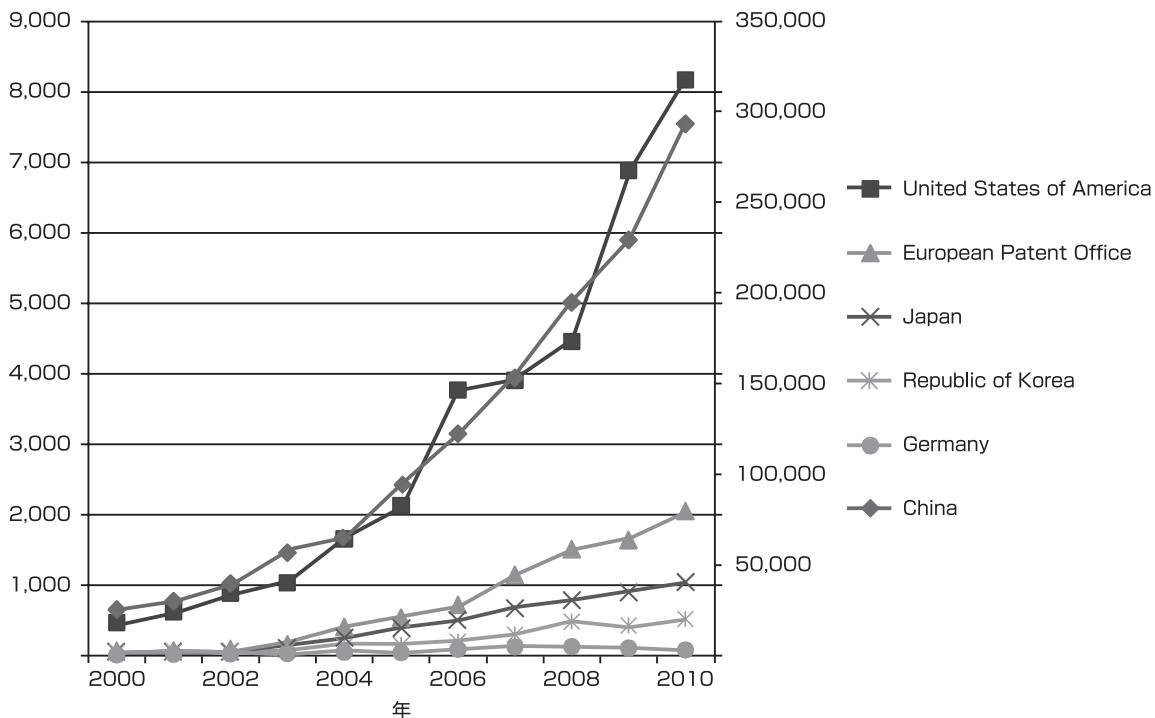
中国に出願・登録していないことを奇禍として、第三者が勝手に商標出願・登録する行為が後を絶た

図6 特許等出願件数



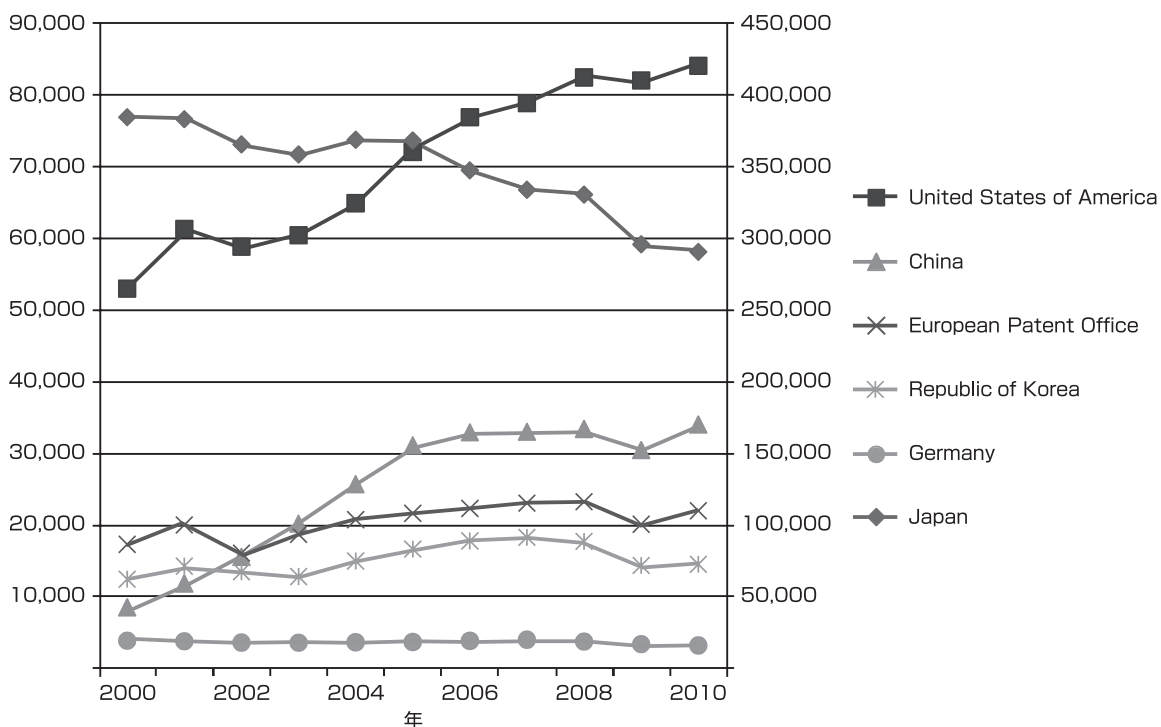
出所：国家知識産権局年度報告及びウェブサイトより取得したデータに基づき、筆者が作成した。

図7 中国から内外国への特許出願件数



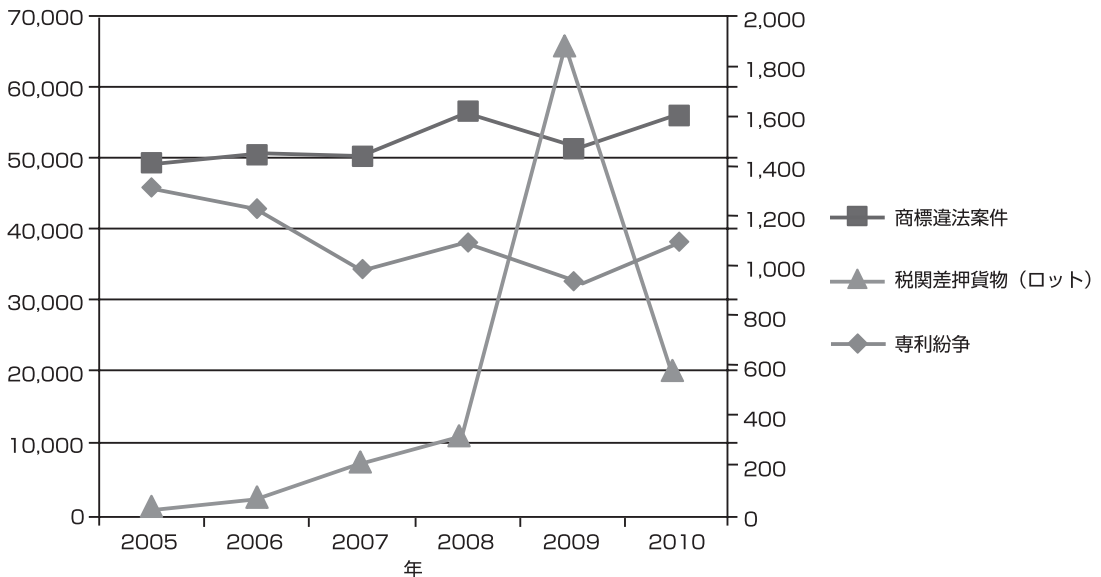
出所：世界知的所有権機関ウェブサイト。

図8 日本から内外国への特許出願件数



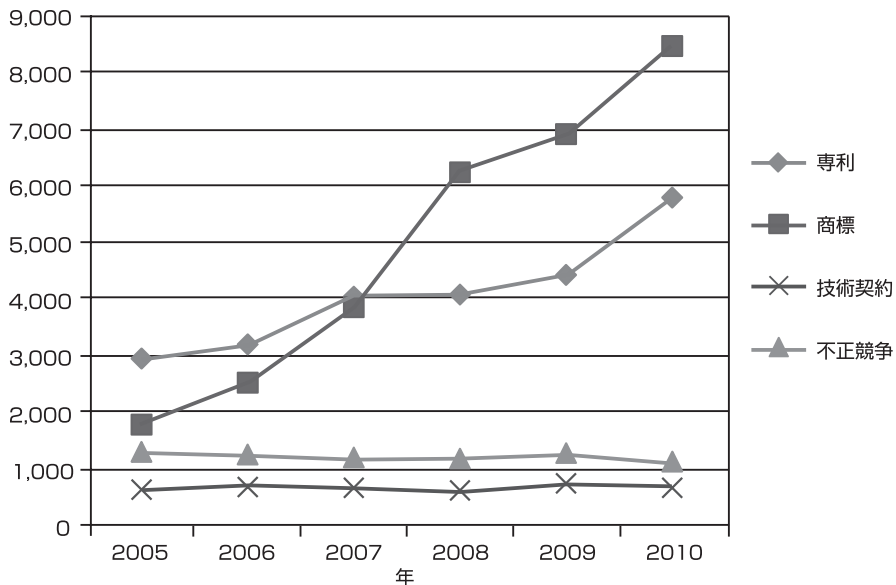
出所：世界知的所有権機関ウェブサイト。

図9 行政取り締まり件数



出所：中国知的財産権保護状況。

図10 知的財産権侵害訴訟件数



出所：中国知的財産権保護状況。

ない。日本の地名に係る商標出願については、商標審査の厳格化により改善されつつあるが、日本の地域ブランド及び著名商標については、悪意と思われる商標出願が行われている。権利者は、中国で商標権を取得する必要性を早々に判断できず、どうしても中国への商標出願が遅くなる。また中国人は、短

期に利益を上げることを好み、自らブランドを創設して地道に信用を蓄積するといった行為は苦手である。そのため、観光やインターネットで商標を知った中国人が先に商標権を取得し、日本権利者の中国進出を妨げている。

表 1 スターバックス商標が中国で第三者に出願された事例

中国の冒認商標の事例	
異議申立中 星巴克 1909253号(6類) 星巴克 5374986号(7類) XINGBAKE 星巴克 4834668号(18類) 星巴克 7502336号(19類) 星巴克 5139918号(19類) 星巴克 5018341号(5類) 星巴克 5181851号(37類) 星巴克 5958836号(17類) 星巴克 8186415号(1類)	異議審判中 星巴克 3785330号(3類) 星巴克 XINGBAKE 3844613号(19類) 星巴克 5018342号(39類) 星巴克摩托 XINGBAKE MOTOR 3513706号(12類) 星巴克 4526008号(3類)
スターバックス 商標 星巴克	審査中 星巴克 9221923号(24類)

出所：商標局ウェブサイトより取得したデータに基づき、筆者が作成した。「異議申立中」等の状況は、2012年1月時点のもの。

4.3. 模倣品対策の難しさ

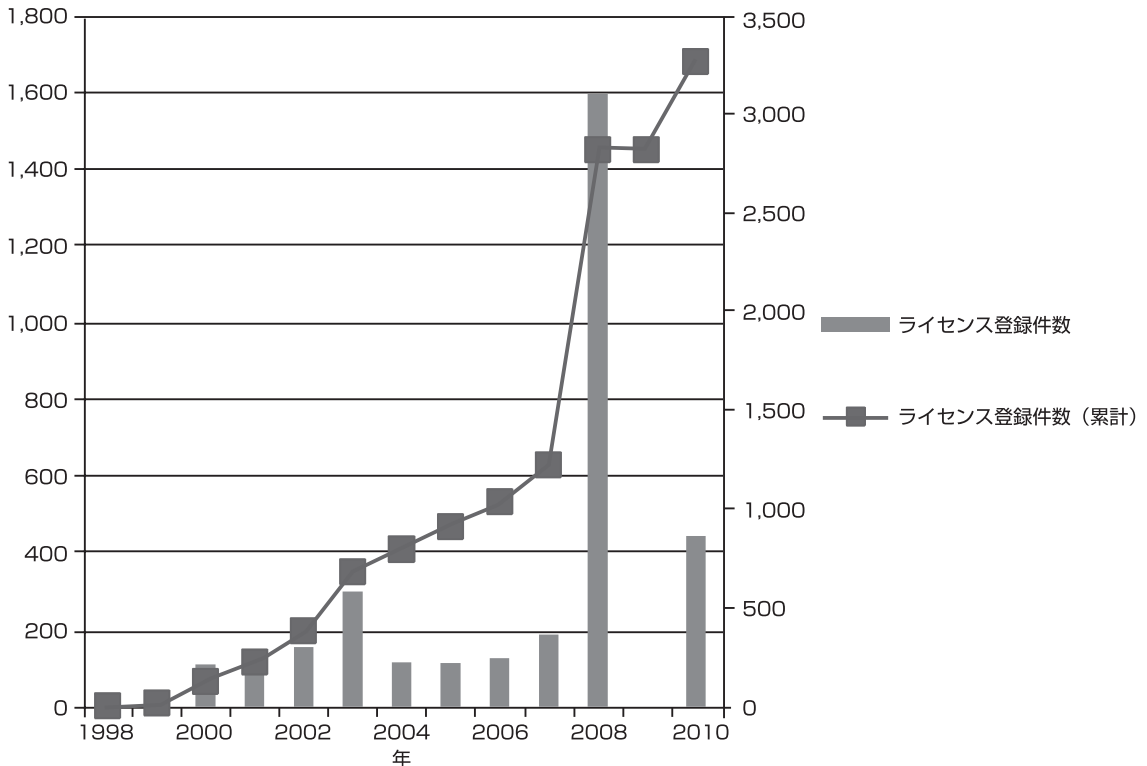
2010年10月に開始した模倣品に対する特別プロジェクトは、国務院レベルとして初めての特別プロジェクトであり、その根底には、模倣品の存在が公正な市場秩序を乱し、企業の競争力やイノベーションへの意欲を阻害するとの認識がある。国務院による長期的なメカニズムの構築や、商標法改正案⁴において「5年以内に2回以上商標権侵害をした者には重罰を課す」との提案等を踏まえると、中国政府が模倣品対策に取り組む姿勢は変わらないと思われる。しかし、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化している。

4.4. 知的財産権の積極的な活用

国家知識産権局に登録された専利ライセンス契約は2008年から急増している（図11）。2011年10月には北京で第2回知財オークションが開催されるなど、知的財産権の売買市場は活発である。ただし、知的財産権の売買には、ハイテク企業認定⁵を受けて所得減税を享受するといった、本来の権利活用とは異なる目的も存在する。

また、中国政府は、知的財産権を単に保有するだけに留まらず、これを活用し、製品化・産業化を促進することを目指している。そのため、知的財産を担保とした融資制度の活用を促進しており、中国政府は知的財産権担保融資における利子の一部を負担する。しかし、通常融資で何ら問題ない場合であっても、利子負担を下げるため、意図的に知的財産を

図 11 国家知識産権局に登録されたライセンス件数



出所：国家知識産権局ウェブサイトより取得したデータに基づき、筆者が作成した。

担保に含める事例もある。

5. 中国知的財産制度の課題

中国における知的財産制度は、ここ数年で格段に改善されてきた。中国政府による努力と、その迅速な対応は評価されるべきものである。しかし、幾つかの課題が残されており、これらを以下に列挙する。

5.1. 知的財産権の保護が十分ではない。

①研究開発投資に見合った適切な保護が不十分である

例えば、出願当初と同一の記載でなければ新規事項として補正が認められないため、適切な補正が困難である。また、権利範囲を実施例に限定させる傾向が強く、上位概念による基本特許の取得が難しいため、後発製品に対する競争力を維持できない。更に、特許無効審判では請求項の削除等、限定的にし

か訂正が認められておらず、研究開発成果を適切に保護することが難しい。経済活動がグローバル化している現状において、特許制度・審査基準が国ごとに著しく異なることは、企業の競争力を阻害するおそれがある。

②権利濫用の恐れがある

実用新案・意匠制度は無審査登録であるにもかかわらず、当該権利が無効となった場合にも損害賠償責任を問われないなど、権利行使に対するハードルが低い。専利出願の増加傾向に伴い、公知技術・公知意匠を実用新案・意匠として出願するケースも増えると考えられるため、権利濫用の可能性はますます高くなる。

③ライセンサーに対して過度な責任を負わせている

技術輸出入管理条例において、ライセンサーに対して、技術の完全性や知的財産権を侵害しないことを保証させる等、過大な責任を負わせている。ライセンサーが、技術移転による利益よりも当該条例に

よるリスクの方が大きいと判断した場合、技術移転そのものを躊躇することになり、中国企業もビジネスチャンスを失うことになる。

④営業秘密の漏えいが懸念される

第三者に広く公開される特許出願ではなく、営業秘密としての保護を選択する企業も多い。しかし、雇用の流動性、知的財産権を尊重するマインドの欠如等を理由として、営業秘密の漏えいに対する懸念が払拭できない。また、営業秘密の漏えいを立証することが難しい。第三者に特許出願された場合には先使用権の主張で対抗するが、先使用権が認められる範囲も日本と比べて狭い。

5.2. 冒認商標の存在が、日本権利者のビジネスを阻害する。

①外国で著名な商標を悪意で取得した場合でも、当該商標権を取り消すことが難しい

商標法第31条又は第41条を根拠に冒認商標を取り消す場合、冒認商標の出願時において、当該商標が中国本土で一定の影響力を有していたことを立証しなければならない。日本の商標は、中国でのビジネスを本格化する前に冒認商標が出願されていることが多く、当該要件を立証することが難しい。しかし、国際的に著名な中国ブランドを育成するという目的に鑑みれば、悪意で外国著名商標を模倣した商標は保護に値しない。

②第三者による情報提供制度が設けられていない

商標出願に対する情報提供制度は設けられておらず、日本の権利者は異議申立や取消裁定を申請したり、経済産業省を介した情報提供制度（年2回）を活用するしかない。しかし、出願審査の段階で適時に関連情報を提供することができるならば、より早期に問題を解決でき、商標審査官・審判官の負担も削減される。

5.3. 模倣業者は、第三者の信用・名声に“ただ乗り”している。

①模倣行為が巧妙化・複雑化している

日系企業は行政ルート・司法ルートを活用し、模倣業者に対する摘発に取り組んでいるが、模倣被害が減少したという実感はなく、かえって処罰を回避

するために模倣行為が巧妙化・複雑化している。また、行政ルートによる抑止力が十分でないため、模倣行為を意図的に繰り返す者も存在する。このような状況は、(ア)行政機関から公安への刑事移送が難しいこと、(イ)違法経営額の算定方法・再犯者・「情状がひどい場合」⁶に関するガイドラインが無いこと、(ウ)地域・機関間で処罰情報を共有していないこと等が原因である。

②インターネット上の知的財産権侵害が増加している

権利者は、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対して模倣品販売サイトの削除要請を行っているが、対応が遅いISPもあり、模倣品販売サイトは削除しても続々と現れる。

③中国から世界へ模倣品が輸出されている

財務省が公表した「平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によると、日本税関で差止めた知的財産権侵害物品のうち、90%は中国を仕出し国とする。依然として中国から世界へ輸出される模倣品は多く、水際での取り締まりが重要である。

5.4. 法執行の透明性、適正な手続きの担保などが十分ではない。

①判決等の一部が公開されない

人民法院の判決は、その一部が公開されない。また、商標出願書類の閲覧も利害関係人のみに限られている等、行政・司法手続きの透明度が低い。そのため、行政機関・司法機関に対する第三者のチェックが十分に機能しておらず、判例の参照も進まないし、学術的な検討も深化しない。

②紛争解決に対する予見性が低い

行政・司法の判断が、担当者・合議体や地域によって異なるケースも少なくない。そのため、争ってみなければ如何なる判断が下されるのか分からず、紛争解決に対する予見性が低い。

③結果について納得感が低い

行政・司法の双方ともに短期間での応答を求められる等、自己の主張を十分に答弁する機会が不足している。また、訴訟指揮が拙なく、争点となっている技術を十分に理解していない等、審理に対する納

得感が無く、その結果を受け入れ難い。

④地方保護主義が依然として存在する

従前より少なくなっているものの、いわゆる地方保護主義が存在する。法律法規の裁量の範囲が広く、地域間の情報共有がないことが地方保護主義を促す一因である。

⑤権利濫用が懸念される

無審査登録制度を悪用し、公知技術・公知意匠と知りながら権利化を図る者も現れており、無効と知りながら知的財産権侵害訴訟を提起する権利濫用が懸念される。実用新案権・意匠権に対する評価書請求が利害関係者のみに限定されていることや、権利無効となった場合に損害賠償責任を問われないことなども、権利濫用を促す原因の一つである。

⑥行政機関がライセンス契約に過度に関与する

締結した技術ライセンス契約を行政機関に登録する際、行政機関には本来契約条件の内容審査をする権限は存在しない。しかし、行政機関が、契約条件（例えば、ライセンス料率など）に異議を提示し、登録を受け付けない等、不当に関与するケースも発生している。

6. 日中政府間協力

日本政府は、WTO パネルへの提訴、スペシャル 301 条の優先監視国といった米国のような強硬路線は取っていない。多様なチャンネルで中国政府機関と知的財産に関する意見交換を行い、かつ中国人材の育成を支援することにより、知的財産制度の改善を目指している。

6.1. 中国政府機関に対する協力

知的財産に関しては、経済産業省・特許庁—国家工商行政管理総局、特許庁—国家知識産権局、文化庁—国家版權局、財務省関税局—海関総署等、多くの政府機関間で定期的に意見交換が行われている。また最近では、両政府間で知的財産に関する覚書等が締結され、当該覚書の下で協力活動が実施される等、協力関係が深化している⁷。

6.2. 日本企業に対する支援

日本企業は、2000 年 5 月に北京 IPG を設立して以来、北京・上海・広東の 3 拠点（中国 IPG）で知的財産問題の解決に積極的に取り組んでいる。日本政府も、下記に代表される活動を支援している。

- ・中国政府機関及び専門家の講演等を介して、知的財産に関する最新情報を収集し共有する。
- ・模倣品摘発を担当する執行担当者（工商行政管理局、質量技術監督局、海関）を対象としたセミナーを開催し、真正品と模倣品の識別方法や仕出し港等の有益な情報を、権利者が自ら提供する。
- ・法律改正に対してパブリック・コメントを提出する。
- ・中国政府機関と意見交換を行う。
- ・中国で開催されている展示会において、商標権・意匠権等の知的財産権侵害に関する調査を行う。

6.3. 欧米

日本に限らず、米国及び欧州でも政府間の意見交換は盛んである。米国は米中戦略・経済対話（S&ED）及び合同商業貿易委員会（JCCT）、欧州はハイレベル経済貿易対話（HED）及び EU-China IP Dialogue といった政府間交渉で知的財産権を取り上げ、その改善を目指している。

①米中戦略・経済対話（S&ED: US-China Strategic and Economic Dialogue）

米中戦略・経済対話は、両国が直面する地域的及び地球全体の、緊急及び長期の戦略的及び経済的利益への挑戦等に焦点を当てて議論を行う。第2回は、2011 年 5 月に米国ワシントンで開催され、中国は王岐山副総理及び戴秉国国務委員、米国は Geithner 財務長官及び Clinton 国務長官が共同議長を務めた。

②米中合同商業貿易委員会（JCCT: US-China Joint Commission on Commerce and Trade）

米中間の通商問題を議論する年 1 回開催の閣僚級会合であり、1983 年に設置され、2004 年から閣僚級に格上げされた。2011 年 11 月には、中国四川省成都市で第 22 回 JCCT が開催され、王岐山副総理（中国）及び Ron Kirk 代表（通商代表部（USTR））が共同主催した。米国は、当該会合で電気自動車に関する輸入障壁の撤廃、差別的な自主イノベーション

政策の廃止と並び、知的財産権エンフォースメントを3本柱の1つに掲げており、知的財産権の保護を重要視していることがよくわかる。また、JCCTの下には多くのWGがあり、知的財産に関するWGも設けられている。

③EU-中国ハイレベル経済貿易対話 (EU-China High Level Economic and Trade Dialogue (HED))

2008年4月から開始された副首相級会合である。貿易・投資協力、均衡の取れた経済発展、イノベーション・技術移転、国際的な経済発展、エネルギー問題、ハイテク製品の貿易、知的財産権保護、貿易円滑化等について幅広く議論する。第3回は2010年12月に北京で開催され、王岐山副総理（中国）及びJoaquín Almunia 副委員長（欧州委員会）等が共同主催し、知的財産の保護が議論された。

④EU-China IP Dialogue

HEDの下には35のDialogueが設けられており、その1つがIP Dialogueである。さらに2004年10月にIP Working Groupが創設された。このIP Working Groupは、IP Dialogueを補完すること、そして産業界及び権利者の参加も可能とすることを目的とし、欧州の産業界及び権利者が中国で直面する課題について交流することにより、知財における中国との関係強化を図るものである。

⑤IPR2 プロジェクト

IPR2 プロジェクトは、2007～2011年の複数年にわたる欧中間の協力プロジェクトである。IPR1（1999～2004年）に続くプロジェクトであり、総投資額は1,627万5,000ユーロ（EU：1,085万ユーロ、中国：542万5,000ユーロ）である。IPR2は既に終了したが、2012年2月、欧中サミットにおいて、IPR3を実施することが合意された。

7. 終わりに

ここまで中国における知的財産制度の現状を概括してきた。中国が特許出願件数において世界第1位となれば、知的財産分野における中国の発言力は増

大するだろう。そして、相対的に日本の発言力が低下すれば、日本企業のグローバルな経済活動を支援することが難しくなる。しかし、製造国でもなく、大きな市場も有しない日本が如何にして存在価値を示せばいいのだろうか。

1つの答えは、“安定”した“活用できる”特許権を“適時”に取得できるような制度・運用を構築することだ。特許権には日本のみならず、国外の特許権も含まれる。国外での早期審査が可能となる特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国が拡大されてきたが、ビジネスに必要な特許権を、適切な時期にまとめて権利化できる「まとめ審査」が充実されるならば、このPPHを活用し、一群の特許権を国内外で早期に取得することができる。

また、外国企業の出願件数を増加させる観点も必要ではないか。外国からの電子出願、在外者の特許管理人の要件緩和などの工夫も必要だろう。

日本が国内外の出願人の声を聞き、制度・運用を不断に改善していくならば、グローバルな経済活動を展開する国内外権利者の多くは必ず日本に出願するだろう。

注

- 1 「戦略的新興産業の育成と発展の加速化に関する国务院の決定」（2010年10月10日、国务院公布）により、省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装置製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車の7分野を戦略的新興産業とする。
- 2 中国では、国外特許出願専門助成金管理暫定施行弁法に基づき、PCT出願を行う際に外国特許庁に支払う費用、専利検索機関に支払う検索費用、代理機関に支払うサービス費用等を助成する。一発明につき最多で5カ国（地区）への出願を助成し、助成額は各国（地区）につき10万人民币を上限とする。
- 3 商標審判の審理期間は、「国家知的財産権事業発展『十二五』計画」の18カ月を記載した。
- 4 2011年9月2日に公表された国务院による意見募集稿第64条。
- 5 ハイテク企業認定管理弁法。ハイテク企業として認定された場合、法人所得税率が25%から15%に減税される。3年ごとに更新が必要である。
- 6 中国では司法解釈に基づき、模倣品の点数や違法経営額が一定数を超えた場合に限り刑事罰が課される。しかし、当該基準を超えない場合であっても、「情状がひどい場合」は刑事罰を課することができる。
- 7 例えば、2009年8月に締結した経済産業省—国家工商行政管理总局の知的財産保護の協力に関する覚書、2009年12月に締結した特許庁—国家知識産権局との知的財産分野における協力覚書、2010年3月に締結した文化庁と国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書など。